

介護老人保健施設 和光園 利用約款

介護老人保健施設和光園（以下「和光園」という。）と利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）とは、次の条項により、利用約款を締結します。

（約款の目的）

- 第1条 この約款は、介護保険法及び介護老人保健施設和光園運営規定（以下「運営規程」という。）の定めるところにより、和光園は、介護保険施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供し、利用者はその施設サービス等に対する利用料等の支払いを約することについて定めることを目的とします。
- 2 施設サービス等は、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、並びに居宅における生活への復帰を目指し、かつ、安心して居宅における療養生活が継続できるよう支援するために行うものとしします。

（適用期間）

- 第2条 和光園は、この約款の締結の前に、利用を申し込もうとする者及びその家族等に対し、重要事項説明書（別紙1）、サービス内容説明書（別紙2）及び苦情受付窓口説明書（別紙3）、個人情報の取り扱いについて（別紙4）に基づき説明をし、サービスの開始についてその同意を得なければならないものとしします。
- 2 利用者が介護老人保健施設入所・短期入所療養介護・通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとしします。
 - 3 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3、別紙4の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し和光園を利用することができるものとしします。

（利用者からの解除）

- 第3条 利用者及び家族等（以下「利用者等」という。）は、和光園に対し、利用の終了の意思表示をすることにより、本約款に基づく施設サービス等の利用を解除・終了することができます。

（当施設からの解除）

- 第4条 和光園は、利用者等に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護老人保健施設サービスの提供を解除・終了することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 和光園において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合

- ④ 利用者等が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者又は関係者が、和光園、和光園の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為（暴力行為、脅迫的発言、職員又は他の利用者等の生命・心身・信用を傷つける言動及びそれに準ずる行為等）を行った場合
 - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、和光園を利用できない場合
- 2 和光園は、利用者等に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく短期入所療養介護または通所リハビリテーションサービスの提供を解除・終了することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
 - ③ 利用者等が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
 - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、和光園での適切な短期入所療養介護又は通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
 - ⑤ 利用者又は関係者が、和光園、和光園の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為（暴力行為、脅迫的発言、職員又は他の利用者等の生命・心身・信用を傷つける言動及びそれに準ずる行為等）を行った場合
 - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により利用できない場合

（利用料金）

- 第5条 利用者等は、連帯して、和光園に対し、本約款に基づく施設サービス等の対価として、別表第2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、和光園は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 和光園は、毎月1日から月末までの合計額の請求書及び明細書を、翌月の10日に発行し、利用者等は連帯して和光園に対し、当該合計額を口座振り替えで支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 和光園は、利用者等から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者等に領収書を発行します。なお、領収書は再発行いたしません。

（施設サービス計画・リハビリテーション実施計画・栄養ケア計画・個別サービス計画の作成等）

- 第6条 第6条和光園は、施設サービス計画・リハビリテーション実施計画書・栄養ケア計画の作成に当たっては、入所者の希望、解決すべき課題の把握（アセスメント）の結果、医師の治療の方針及び入所者及びその家族の希望を総合的に勘案して行います。
- 2 和光園は、解決すべき課題の把握（アセスメント）を行う際には入所者及びその家族に十分主旨を説明し、理解を得た上で、面接等を行います。

- 3 和光園は施設サービス計画作成後でも、定期的に入所者へ面接するなどにより、施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じてその計画の変更を行います。
- 4 和光園は、リハビリテーション実施計画書の作成に当たっては、医師・看護師・OT・PTなどその他の職種が共同して行い、実施内容は、OT・PT・STによる作業療法、理学療法、言語聴覚療法のリハビリ専門職により専門療法を行います。計画は定期的に評価し、必要に応じてその計画の変更を行います。
- 5 和光園は、栄養ケア計画の作成に当たっては、入所者の栄養状態を医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮して行います。計画は定期的に評価し、必要に応じてその計画の変更を行います。
- 6 和光園は、個別サービス計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、診療や運動・作業能力機能を基に、居宅サービス計画に沿って行います。
- 7 和光園は、作成した施設サービス計画等の内容について利用者及び家族に説明し、文章で同意を得なければならないこととします。また、同意を得た施設サービス計画等は速やかに利用者へ交付します。

（緊急時の対応）

- 第7条 和光園は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 和光園は、利用者に対し、和光園における施設サービス等での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、施設サービス等利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、和光園は、利用者等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（身体拘束廃止）

- 第8条 和光園は、運営規定第5条の規定により、利用者の身体的な拘束その他利用者の施設内での行動を制限する行為はいたしません。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

- 第9条 和光園とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者等に関する個人情報の利用目的を別紙4のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市区町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(要望及び苦情の処理)

第10条 和光園は、運営規定第19条の規定により、別紙3（苦情受付窓口）の手順に沿い利用者等からの要望及び苦情の処理を行います。

- 2 利用者等は施設が提供する施設サービス等に関して要望または苦情があるときは担当介護支援専門員に申し出て下さい。
- 3 前項による申し出のほか、所定の場所に設定する「ご意見BOX」に要望または苦情の内容を投函し、申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 和光園は、運営規定第20条第4項の規定により、施設サービス等の提供により和光園の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行わなければならないものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、和光園が損害を被った場合、利用者等は、連帯して、和光園に対して、その損害を賠償するものとします。

(記録の整備等)

第12条 和光園は、サービス計画書等、検討会の記録、具体的サービスの内容、身体拘束の記録、保険者への通知、苦情の内容等の記録、事故対応の記録等を作成し、その記録を完結の日から2年間保存します。(ただし、診療録については医師法の規定により、5年間保存)

- 2 利用者本人・親族・サービス利用開始時の身元保証人は、前項の記録のうち利用者に係わる部分について閲覧を求める場合、申請書を提出していただきます。和光園は、診療録管理規定に基づいて対応いたします。

(利用約款に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者等と、和光園が誠意をもって協議して定めることとします。

平成18年4月1日作成

平成19年4月1日改正

平成28年1月1日改正

平成30年11月1日改正

平成31年2月16日改正